

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額の変更について

平素から当共済組合の業務運営につきまして、格別の御協力を賜り感謝を申しあげます。
標記の件について、令和5年7月26日付け官報第1027号に厚生労働省告示が掲載され、雇用保険法第17条第4項第2号ハ及びロに定める額が下記のとおり変更されました。

これに伴い、令和5年8月1日以降、育児休業手当金にあつては地共済法第70条の2第3項の規定、介護休業手当金にあつては地共済法第70条の3第3項で準用する地共済法第70条の2第3項の規定に基づき、給付上限相当日額が下記のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

記

○ 育児休業手当金

1 雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額 15,430
(当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額)

2 給付上限相当日額及び給付上限相当額を超える標準報酬の月額

1) 育児休業手当金(給付割合67/100の場合)

(1) 給付上限相当日額 14,097
(2) 給付上限相当額を超える標準報酬の月額 470,000

2) 育児休業手当金(給付割合50/100の場合)

(1) 給付上限相当日額 10,520
(2) 給付上限相当額を超える標準報酬の月額 470,000

○ 介護休業手当金

1 雇用保険法第17条第4項第2号ロに定める額 16,980
(当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額)

1) 介護休業手当金(給付割合67/100の場合)

(1) 給付上限相当日額 15,513
(2) 給付上限相当額を超える標準報酬の月額 530,000

2 適用年月日

令和5年8月1日以降の休業に係る育児・介護休業手当金から適用